

# 申請概要

## 1 申請者

東日本電信電話株式会社  
代表取締役社長 江部 努  
(以下「NTT東日本」という。)

## 2 申請年月日

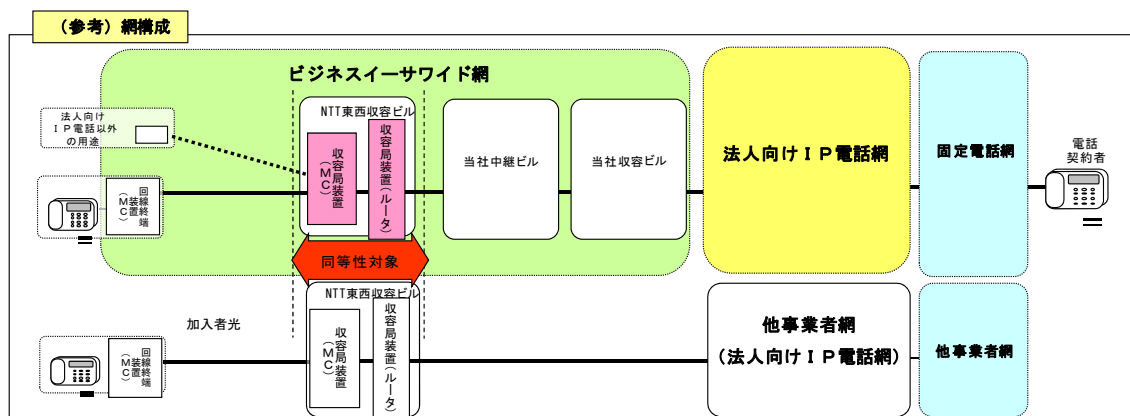
平成 21 年 2 月 23 日

## 3 実施予定日

認可後、速やかに実施。

## 4 概要

本件は、法人向け IP 電話サービスのアクセス回線に新たにビジネスイーサワイド（以下「NGNイーサ」という。）を追加することに伴い、NGNイーサの收容局装置等について、他事業者とコロケーションの手続における同等性を確保するため、電気通信事業法（以下「法」という。）第 33 条第 2 項の規定に基づき接続約款の変更を行うものである。なお、本件は、平成 15 年 10 月 3 日付けで「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の活用業務を認可する際に追加的に講ずることが必要と判断された条件に従って措置するものである。



## 5 主な変更内容

現在、NTT東日本は、法人向け IP 電話サービスの提供に際しては、アクセス回線として Bフレッツ及びビジネスイーサを利用しているが、新たに、NGNイーサ（10Mbit/s, 100Mbit/s, 1Gbit/s）を追加することとしている。その際、「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」

の活用業務認可（平成 15 年 10 月認可）において、「NTT東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。」とする条件が付されたことを受け、同サービスの提供に用いる収容局装置等について、コロケーション手続における同等性を確保することを接続約款に記載するものである。

（抜粋）NTT東日本の「法人向け IP 電話サービス（仮称）の県間伝送等に係る料金設定」の業務に係る認可の条件（平成 15 年 10 月 3 日付）

- 1 NTT東日本の局舎内におけるコロケーションについて、他事業者との同等性を確保する観点から、NTT東日本の法人向け IP 電話サービス（仮称）の提供に用いるメディアコンバータ等の設置に際して、他事業者と同等の手続を経ること。

## 6 諮問を要しない理由

本件は、平成 15 年 10 月 3 日に活用業務を認可する際に付された条件に基づき、現時点で接続料金が設定されていない NGN イーサに係る装置の一部についてコロケーションの同等性を確保する規定を追加するのみのものであり、本変更により、コロケーション手続に変更が生じ得るのは NTT 東日本のみである。したがって、法第 169 条ただし書及び情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会決定第 5 号に基づき、本件は情報通信行政・郵政行政審議会において諮問を要しない軽微な事項として認められたものである。